

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2025
November
Vol.228



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [年末年始休業のご案内](#)
- ・ [USB 充電規格、PD-PPS、SPR AVS](#)
- ・ [AI の光と影](#)
- ・ [データベース概要史](#)
- ・ [セキュアブートの証明書の期限切れについて](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [令和7年度 所得税基礎控除の見直し等と実務上の留意事項](#)
- ・ [令和7年度税制改正における法人課税の見直しと実務対応](#)

Ⅱ 年末年始休業のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ながら下記の通り、年末年始休業日をご案内させていただきます。

■ビジネス・アソシエツ

年内営業 2025 年 12 月 29 日(月曜日) 17:00 まで

年始営業 2026 年 1 月 5 日(月曜日) 9:00 から

■あいわ税理士法人

年内営業 2025 年 12 月 26 日(金曜日) 17:30 まで

年始営業 2026 年 1 月 5 日(月曜日) 9:00 から

お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

本年中のご愛顧に心より御礼申し上げますと共に、2026 年も変わらぬお引き立てのほど宜しくお願い申し上げます。

Ⅱ USB 充電規格、PD-PPS、SPR AVS

USB PD

USB PD (Power Delivery) とは、USB Type-C で大電力を供給するために策定された規格です。

USB PD 3.0 では、電圧が 5V, 9V, 15V, 20V の可変であり、最大 100W (20V x 5A) の給電をサポート可能です。さらに USB PD 3.1 では、28V, 36V, 48V の電圧が追加され、最大

240W (48V x 5A) の給電をサポート可能になりました。

なお、どの電圧・電流までサポートするかは、充電器側の仕様により異なります。大電力を供給可能な充電器は、一般的に大型・高価格になります。

USB PD については、2025 年 1 月のニュースレターで、もう少し詳しく解説していますので、興味があればご参照ください。

PD-PPS

PD-PPS (Programmable Power Supply) は、USB PD 3.0 のオプション規格として策定された充電向け規格です。

PD-PPS では、その時々状況に応じて、デバイス（スマホ等）が充電器に対して電圧・電流を 20mV 刻み 50mA 刻みで細かく要求し、充電器がその要求に基づいて電力を供給します。

この仕組みのため、PD-PPS で充電するためには、充電器とデバイスの両方が PD-PPS に対応している必要があります。

PD-PPS 非対応の USB PD 充電器で充電する場合、電圧は充電開始時点で指定した電圧 (5V, 9V, 15V, 20V) が充電完了まで固定で供給されます。

この場合、デバイス側で降圧処理 (DC-DC 変換) を行い、適切な電圧に変換してからバッテリーを充電します。降圧処理を行うと変換ロスが発生し、その変換ロスは熱として放出されます。発熱はバッテリーにとって好ましくなく、バッテリー寿命を縮めることになります。

電流制御はデバイス側だけで行うことも可能ですが、PD-PPS では充電器側でも電流制御します。充電器とデバイス

が協調することで、より精密な電流制御が可能です。

ノート PC なら熱源から離れた場所にバッテリーを配置することが可能なのですが、スマホのような小型デバイスの場合、熱源から離れた場所にバッテリーを配置することは物理的に不可能です。特に小型デバイスの場合、充電時の発熱を減らすことは、バッテリーの劣化を抑制するために重要です。

スマホ用バッテリーの公称電圧は 3.7V ですが、実際の電圧は、バッテリー残量が少ない時で 3.6～3.7V、満充電付近で 4.2V～4.3V くらいです。

バッテリーの充電は、次の二つの動作モードで行われます。バッテリー残量が少ない状態では「定電流充電」という動作モードで充電を行います。

このモードでは電流を一定に保って充電します。充電が進むにつれてバッテリーの電圧は徐々に上昇していくため、それに伴って充電電圧も徐々に上昇させます。

充電率が 80%前後に達したら、「定電圧充電」という動作モードに切り替えて充電を継続します。

このモードでは、充電電圧を一定に保ち、できるだけバッテリーに負担をかけないよう、ゆっくり充電します。満充電に近づくにつれて充電電流は徐々に減少していきます。充電電流が十分に減少したら充電完了となります。

上記の動作モードで充電するには、電圧と電流の両方をリアルタイムで細かく制御でき、変換ロスによる発熱を抑制できる PD-PPS は最適と言えます。

現在販売されている Android スマホの多くは PD-PPS に対応していますので、PD-PPS 対応充電器を使用することで、バッテリーの劣化抑制を期待できます。一方、iPhone 全機種は PD-PPS には対応していません。

SPR AVS

SPR AVS は、USB PB 3.2 で新たに追加された機能であり、“Standard Power Range Adjustable Voltage Supplied”の略語です。SPR AVS では電圧を 100mV 単位で設定することができます。PD-PPS と似ていますが、次の違いがあります。

PD-PPS はオプション規格でありサポートするか否かは任意ですが、USB PD 3.2 では、27W 以上の給電能力がある場合、SPR AVS 対応が必須となります。

SPR AVS は、100mV 単位で電圧を制御できますが、充電器側での電流制御はありません。

実は、PD-PPS は制御精度が非常に細かいこと、および電圧と電流をリアルタイムで制御することは、バッテリーの充電には適しているのですが、制御が複雑であり、安定的に大電力供給するには課題がありました。

SPR AVS は 100mV 単位で電圧制御できますが、PD-PPS のような頻繁な電圧変更は想定されておらず、電圧変更には再ネゴシエーションが必要になります。基本的には、指定された電圧で、安定的に電力供給することを意図した規格であり、大電力供給への対応も比較的容易です。

充電ではなくデバイスを駆動するための電力供給が目的の場合、電圧と電流のリアルタイム制御は必要なく、デバイスが必要とする電圧で、安定的に電力供給することが必要ですので、そのような場合、SPR AVS が適しています。

つまり、PD-PPS は充電が主目的の規格、SPR AVS はデバイスを駆動するための電力供給を重視した規格、という違

いになります。

SPR AVS は充電に特化した規格ではありませんが、充電のために使用することもできます。

実際、iPhone17 は SPR AVS に対応しています (iPhone17 は SPR AVS に対応した初のスマホ)。

充電時間を短縮するためには、大電力で充電する必要がありますが、SPR AVS は大電力供給に向いており、100mV 単位で電圧制御可能なため、同じ出力 (ワット数) の SPR AVS 非対応の USB PD 充電器で充電する場合よりも発熱を抑えることができます。発熱を可能な範囲で抑えつつ、かつ、充電時間を短縮するためには、SPR AVS の採用は合理的と言えます。

II AI の光と影

ChatGPT Atlas

アメリカの OpenAI は 10 月 21 日 (米国時間)、ChatGPT を搭載した同社製の Web ブラウザ「ChatGPT Atlas」を発表しました。まずは macOS 版のみの提供とのことです。2025 年に入り、複数のベンダーから「AI ブラウザ」が提供開始されています。AI ブラウザとしては Perplexity の Comet などが先行していますが、生成 AI でトップシェアを誇る ChatGPT を搭載した「ChatGPT Atlas」は今後本命となる可能性があります。

筆者自身も AI ブラウザを利用していますが、例えばランサムウェアについて Web 検索をしていると、AI ブラウザが「ランサムウェア国内動向の調査レポートを作成しましょうか？」等と聞いてきてくれるので、自分が検索している裏側で自動的にレポートが作成されたりするのは非常に便利だなと感じます。「ChatGPT Atlas」で注目されているのは、ユーザの指示により Web 上で予約や購入といった操作を自律的に行う「エージェント機能」です。OpenAI のアルトマン CEO によれば、「AI があなたのためにインターネットを使う」だそうです。これは、人がインターネットを「閲覧する」時代から、AI が人のためにインターネットを「活用する」時代への移行を示唆しています。

一方で、AI ブラウザを巡っては Scamlexity (スキュムレキシティ：詐欺の複雑化) という新たなリスクも指摘されています。これは簡単に言えば、騙されるのは AI、しかし、金銭的な代償を支払うのは人間という問題です。例えば、AI がフィッシングリンクなどの悪意のある URL かどうかを判断せず (できず)、AI ブラウザが意図せずに決済などをしてしまうというリスクです。まだまだ新しい技術であるため、認証や決済には注意が必要です。

このように AI の進化スピードには凄まじいものがあります。正直もう追いきれないという人も多いのではないのでしょうか。筆者の私見では現状はまだ頼み事は生成 AI に個別にすればよい場面が多く、Chrome にも「Gemini」が統合されており、この「ChatGPT Atlas」が、一強と言われる Chrome を離れさせるほどの存在になり得るのか今後要注目です。

超知能開発への反対運動

「超知能」というあまり聞き慣れない単語かもしれませんが、「人工超知能」とも呼ばれ、定義としては「人間の知能を超えた知性を備えた人工知能」とでも言いましょうか。2030 年頃までに超知能が誕生するのではないかとされています。ただ、今、これらの開発を禁止するよう訴える運動が起きているのをご存知でしょうか。AI の危険性について問題を提起するアメリカの NGO 団体「フューチャー・オ

ブ・ライフ・インスティテュート」が書簡を発表し、AI 専門家や著名人がそれに署名をしました。AI のゴッドファーザーと呼ばれ、2024 年のノーベル物理学賞を受賞したジェフリー・ヒントン氏やアップルの共同創業者ウォズニアク氏、イギリスのヘンリー王子、妻メーガン妃も署名しています。もちろん、完全な開発停止を求めているというニュアンスではなく、「安全性を科学的に担保し、制御可能」な人工知能を目指すべく、そのブレーキの役目を果たそうとしているのだと筆者は捉えています。超知能のリスクが一部の専門家の懸念から、より身近に、我々の社会的課題、政治的課題へと移行してきたということでしょう。

AI 黎明期を経て

まだまだ AI 黎明期と言えるかもしれませんが、筆者は既に AI 黎明期を脱しつつあるのかなと感じています。例えば SNS にはフェイク動画が溢れ、それこそ詐欺めいた広告も大量に散見されます。ここ最近毎日のようにそのようなものを見ることに辟易しています。筆者のスマホを奪っては Youtube をよく見る我が子にも、フェイク動画など見せたくありません。一方でそれは AI の悪用に対するユーザーの抗体を醸成し、徐々に「便利なものだけが残って、使い方が定着する」段階に入りつつあると感じています。今はまだ嵐の中かもしれませんが、利便性の追求と同時に、変化に振り回される時代をどう乗りこなすか、ここが一番の課題なのだと思います。医療や気候変動など、人類の課題解決や生活を豊かにするために AI が有効活用されていく将来を期待します。

II データベース概要史

はじめに

本稿ではデータベースの歴史についてご紹介いたします。データベースは情報基地という言葉にある通り、軍事関連技術がその起源となります。

1950 年代のスプートニクショック

1957 年アメリカの先を越す形でソ連が人工衛星スプートニクの打ち上げに成功します。これが科学技術の自信に満ち溢れたアメリカの軍事関係者を震撼させます。宇宙開発分野で後れを取るわけにはいかないアメリカは大統領令で、関係各局に「とにかく科学技術にかかわる情報を集めろ」と指令を出します。翌年アメリカは宇宙船エクスプローラの打ち上げに成功し、同年 NASA や ARPA (米国防総省の米高等研究計画局、現 DARPA) が設立されます。また 1955 年前後 (52 年～1959 年) にかけて事務用マシンの本格使用が IBM によって始まります。52 年最初の商用計算機が発表、53 年量産機が、55 年商用機を、59 年にはデータ処理用のメインフレーム (大量生産され、コンピュータ普及に大きく貢献) を立て続けに出します。

無尽蔵に集められた情報は次に、整理や分類が大きな問題となります。いくら情報を蓄積してもそこから知りたい情報をタイムリーに取り出す (検索する) 機能がなければ役に立ちません。膨大な情報を効率よく管理する必要性からデータベースの土壌が生まれました。

1959 年、W.C.MaGee という方が発表した論文で、「source file (源泉ファイル)」という概念を提唱し、データ重複の回避とシステム拡張の効率化について述べ、これがデータベースの概念の原点とされています。

ネットワーク型 DB と階層型 DB

アメリカ企業である GE (General Electric) によって、1964 年に世界最初の商用ネットワーク型の DB、IDS (Integrated Data Store) が開発されます。データが網の目のように表現され、複数の親データへのアクセスが可能であることで冗長性を排除できるのが特徴でした。その反面、構造が複雑になるため、データ構造を理解していないとプログラム開発が難しいという課題も抱えていました。

1964 年 IBM は 360 シリーズを発表すると汎用機市場を支配します。1966 年階層型 DB と呼ばれる IMS (Information Management System) の開発を IBM が開始し、1968 年に発表されます。これは 1966 年アポロ計画におけるサターン V ロケットやアポロ宇宙船の部品を管理する目的で開発された階層型のデータベースでした。

階層型は、会社の組織図のようにデータをツリー構造で表現する特徴を持ちます。しかし同じデータが複数の親を持ちたい場合、重複登録が必要であることがデメリットでした。またネットワーク型 DB と同様に、データ構造の理解がプログラム開発に不可欠であるという課題もありました。現在でも世界中で利用されていますが、構造が複雑で柔軟性に欠け、後にリレーショナルモデルに道を譲ることになります。

RDB、IBM の Codd (コッド) 論文と Oracle

IBM の研究者だった E.F.Codd (エドガー・F・コッド) が RDB リレーショナルデータベースのモデルを発表。①ハードウェアからの独立、②非手続き言語によるデータへのアクセス、③データを列と行のテーブルで表現するといった内容を示し、以降の SQL の基盤を築きます。一方、IBM は IMS への依存からリレーショナルモデルの採用に慎重で、System R 開発まで時間を要し (IBM1975 年 System R 発表)、この遅れが Oracle の台頭を許すこととなります。

Oracle 登場

1979 年世界初の商用 RDBMS (リレーショナルデータベースマネジメントシステム) である Oracle Database が発表されます。Oracle という名前はラリー・エリソンらにより 1977 年に設立されますが、商用化前に CIA から受注した案件のプロジェクト名が Oracle だったそうです。1980 年代後半には RDB はビジネスの場で本格的に利用されるようになります。階層型やネットワーク型の課題についても重複排除や一元管理により解決されます。

1990 年代 DB3 強 (Informix 社と Sybase 社)

1970 年代末にロジャー・J・シップラらにより Informix の前身である RDS (リレーショナルデータベースシステムズ = Informix Corporation の前身) が設立され、1981 年に Informix がリリースされます。この Informix が 90 年代、オラクルに次ぐデータベースソフトウェア会社となります。95 年には ORD (オブジェクト関係データベース) に着目し、マイケル・ストーンブレイカー (Ingres (Post Ingres = PostgreSQL の大元) の創業者で Informix CTO) が設立した Illustra を買収し、勢いに乗ります。しかし、97 年に収益が大幅減少となり、経営難となり、IBM に 2001 年に買収されます。

1984 年にロバート・エピスタインらにより Sybase, Inc. が設立されます。RDBMS 製品の ASE (Adaptive Server Enterprise) が有名で、1987 年には Sybase SQL Server を発表し、翌 88 年にはマイクロソフトと共同開発により、Windows プラットフォームで同製品が使えるようになりました。その後両社の提携は解消されます。94 年には

Sybase はパワービルダーで有名な PowerSoft を買収しますが、2010 年 ERP パッケージを提供するドイツの SAP 社に買収されます。

2010 年代データベース 3 強

Oracle は 1998 年 NetSuite を設立し 2002 年には CRM、ERP、EC を統合した製品を発表します。2005 年には JDEdwards を買収したピープルソフトを買収し、2006 年には CRM のシーベル社、2007 年には BI（ビジネス・インテリジェンス分野で有名）の Hyperion を買収し、2009 年には IBM に競り勝ち、サンマイクロシステムズを買収します。

Infomix を買収した IBM は、2004 年には PC 事業をレノボに売却。クラウドとコグニティブ AI に力を入れ、2016 年 SFDC パートナーの BlueWolf を買収します。

マイクロソフトは、Sybase の DB 技術を基に SQL サーバーを自社のものとし、2010 年にはモバイルファースト、クラウドファーストを掲げます。同年 Azure クラウドを発表します。

おわりに

90 年代 3 強と呼ばれた 3 社（Oracle、Informix、Sybase）のうち、2010 年の 3 強（Oracle、IBM、Microsoft）では 2 社が入り替わりますが、唯一 3 強に残っているのが Oracle です。

参照・参考文献：

- ・荒俣 宏『データベース夜明け前』（1992 年 10 月ジャストシステム刊）
- ・木暮 仁 データベースの歴史（概要）
<https://www.kogures.com/>
- ・情報処理学会コンピュータ博物館
<https://museum.ipsj.or.jp/computer/dawn/index.html>

II セキュアブートの証明書の期限切れについて

セキュアブートとは

セキュアブートとは、コンピュータの起動時に信頼できるソフトウェアのみが実行されるようにする仕組みです。自作 PC を組まれている等でない限り、ほとんどの環境で有効化されています。

証明書の期限切れによる影響

このセキュアブートに使用されている証明書は、2026 年 6 月以降に失効を迎える予定です。証明書が失効した状態でセキュアブートが有効になっていると、デバイスが起動できなくなる可能性があります。

通常は、Windows Update を通じて新しい証明書への更新が自動的に行われます。ただし、企業内で Windows Update の設定をデフォルトから変更している場合、更新が適用されない可能性があります。また、Microsoft への診断データ送信を無効化している、あるいは有効にしても通信をブロックしている場合は、手動での対応が必要になることがあります。

PC メーカー側の対応

前述のとおり、Windows Update によって証明書は更新されますが、PC メーカーも BIOS の更新を通じて新しい証明書を含んだプログラムを提供しています。

たとえば、DELL の一部機種では、新しい証明書を含んだ BIOS の配布がすでに開始されています。筆者が所有する 2 台の PC のうち、1 台には新しい証明書を含む BIOS が配布されており、適用後、Windows 上でも新しい証明書が確認できました。

もう 1 台の PC については、現時点では Windows Update 経由で新しい証明書が配布されていないため、今後も継続して確認していく予定です。

- ・Microsoft：Windows セキュアブート証明書の有効期限と CA 更新プログラム

<https://support.microsoft.com/ja-jp/topic/windows-%E3%82%BB%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%82%A2-%E3%83%96%E3%83%BC%E3%83%88%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%81%AE%E6%9C%89%E5%8A%B9%E6%9C%9F%E9%99%90%E3%81%A8-ca-%E6%9B%B4%E6%96%B0%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%A0-7ff40d33-95dc-4c3c-8725-a9b95457578e>

- ・Microsoft：組織内の Windows 診断データの構成

https://learn.microsoft.com/ja-jp/windows/privacy/configure-windows-diagnostic-data-in-your-organization?WT.mc_id=AZ-MVP-4021785

- ・DELL Technologies：Microsoft 2011 セキュアブート証明書の有効期限

<https://www.dell.com/support/kbdoc/ja-jp/000347876/microsoft-2011%E3%82%BB%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%82%A2-%E3%83%96%E3%83%BC%E3%83%88%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%81%AE%E6%9C%89%E5%8A%B9%E6%9C%9F%E9%99%90>

II Plaza-i 最新バージョン情報

2025 年 11 月 19 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

- ・Plaza-i.NET V2.03.46.02

令和7年度 所得税基礎控除の見直し等と実務上の留意事項

はじめに

令和7年度税制改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」などの見直しに加え、新たに「特定親族特別控除」が創設されました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されるところ、12月に行う年末調整及び源泉徴収事務に直接的な影響を及ぼします。本稿では、改正の概要と給与計算実務に直結する源泉徴収事務の留意事項について解説します。

税制改正の概要

(1)基礎控除の見直し

これまで基礎控除額は、合計所得金額が2,350万円以下で一律48万円とされていましたが、下表のとおり、合計所得金額に応じて段階的な控除額へと改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】			
合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,546万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(2)給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円へ引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】		
給与の収入金額	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

(3)特定親族特別控除の創設

居住者に「特定親族」がいる場合、その居住者の総所得金額等から、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除することができる新制度が設けられました。(特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の一定の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。)

【特定親族特別控除額】	
特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(4)扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の見直しに伴い、扶養親族や配偶者などの所得要件も下表のとおり改正されています。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

実務上の留意事項

(1)令和7年度の源泉徴収事務(12月の年末調整作業)

以下の点など、改正内容を社内に周知し、扶養親族などを正しく申告してもらうよう留意が必要です。

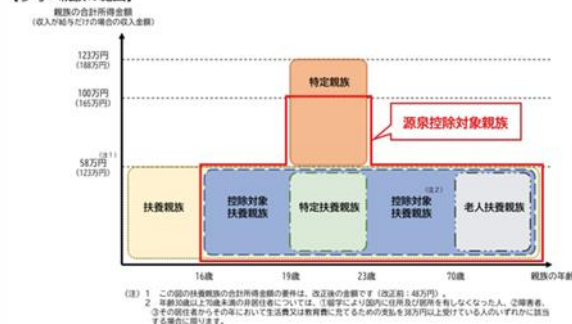
- ・ 特定親族特別控除を受ける者からは、年の最後の給与支払日の前日までに所定の申告書(基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書)を提出してもらう。
- ・ 改正後の基礎控除額、給与所得控除額により計算されているか、また、扶養控除、特定親族特別控除などの控除額に誤りがないかの確認を行う。
- ・ 令和7年11月までの給与は、旧制度に基づき源泉徴収を行っているため、年末調整において、改正後の制度に基づく1年間の税額を計算し精算を行う必要がある。

(2)令和8年分以後の源泉徴収事務

①扶養親族等の数(扶養控除等(異動)申告書等の記載)

特定親族特別控除の創設に伴い、源泉徴収税額を算出する際の扶養親族等の数は、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族(従前は、「控除対象扶養親族」とされていた。)」の数を基に算定することとされました。そのため、令和8年分以後の扶養控除等(異動)申告書等には、「控除対象扶養親族」を記載することとされました。なお、源泉控除対象親族の範囲は下表のとおりです。

【参考：親族の範囲】



②源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、改正後の源泉徴収税額表を用いて源泉徴収を行います。給与計算システムを利用している場合には、改正後の電算機計算の特例が反映されているかご確認ください。また、税額表から個別に源泉徴収税額を把握している場合には、最新の税額表を使用するように注意が必要です。

※本稿中の表はすべて国税庁ホームページ「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」のパンフレットより引用しています。

令和7年度税制改正における法人課税の見直しと実務対応

1. はじめに

令和7年度税制改正では、中小法人等の軽減税率の特例の見直しや防衛力強化のための新たな税制措置など、法人課税に関する重要な改正が行われました。

これらの改正は、単に税率水準の変更にとどまらず、法人の税額計算や税効果会計への影響を含む内容となっています。

本稿では、以下の3点について概要と実務上の留意点について解説いたします。

- ① 中小法人等の軽減税率の特例
- ② 防衛特別法人税の創設
- ③ 防衛特別法人税の税効果会計の取り扱いについて

2. 中小法人等の軽減税率の特例の見直し

中小法人等の軽減税率の特例とは、リーマン・ショック時の経済対策として導入された時限措置であり、中小法人等（期末資本金の額が1億円以下である普通法人等）の所得金額のうち年800万円以下の部分に適用される法人税率について、19%から15%に軽減される特例をいいます。

当該特例措置は、賃上げや物価高への対応を踏まえ、適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長するとともに、以下の見直しが行われています。

- ① 所得金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率を17%に引き上げられます。
- ② グループ通算制度の適用を受けている法人は適用除外となり、19%が適用されます。

3. 防衛特別法人税の創設

① 目的

防衛特別法人税は、防衛力の抜本的な強化等のために、安定的な財源を確保する目的で創設されました。

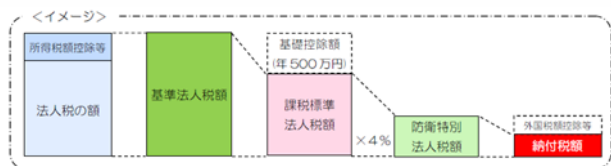
② 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対して法人税を課される法人です。

なお、防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となり、「別表一」の様式の次葉に、新しく「別表一次葉一」として加えられ、防衛特別法人税を計算することとなります。

③ 計算方法

防衛特別法人税の金額は、各事業年度において一定の税額控除を適用する前の法人税額（以下「基準法人税額」という。）から、年500万円（以下「基礎控除額」という。）を差し引いた課税標準法人税額に、4%の税率を乗じて算出します。



（引用：国税庁「防衛特別法人税が創設されました」）

なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除を適用

しても控除しきれない金額がある場合には、防衛特別法人税から控除することができます。

また、上記計算結果等に応じて課税標準法人税額が0となる場合（所得が発生しない場合、基準法人税額が基礎控除額を下回る場合等）には、防衛特別法人税を納める必要はありません。

④ 適用時期

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

4. 防衛特別法人税の税効果会計の取り扱いについて

税効果会計については企業会計上の資産または負債の額と、課税所得計算上の資産または負債の額の差異（以下「一時差異」）が、解消される見込みの年度の法定実行税率を使用して繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する必要があります。

防衛特別法人税については、税効果会計に係る会計基準の適用指針（以下「税効果会計指針」という。）第46項（繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率）に掲げる「税金」には明示されていませんが、法人税に対する付加税として課されるものであるため、税効果会計指針第4項（2）に定める「法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金」に該当するものと考えられます。したがって、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において解消が見込まれる一時差異に対しては、防衛特別法人税の税率を加味する必要があり、防衛特別法人税を加味した法定実行税率は下記の通りとなります。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率} \times (\text{標準税率}) \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率} \times (\text{標準税率}) \times \text{特別法人事業税率}}$$

（引用：企業会計基準委員会「〈補足文書〉2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」）

防衛特別法人税の計算では、基準法人税額から基礎控除額を控除することとされていますが、法定実効税率の計算式には、重要性の観点から考慮されておりません。

なお、防衛特別法人税考慮前と考慮後の法定実効税率の差は下記の通りです。

防衛特別法人税	外形標準課税対象法人 (期末資本金1億円超)	中小法人 (期末資本金1億円以下)
考慮前	30.62%	34.59%
考慮後	31.52%	35.43%

※地方税の税率は、東京都の超過税率を基に計算しています。

5. おわりに

中小法人等の軽減税率の特例の見直しは、影響を受ける法人が限定的と考えられますが、防衛特別法人税の創設は、会社規模に関係なく、各事業年度の所得に対して法人税が課されるすべての法人に影響がある制度です。

また、令和8年4月1日以後に開始する事業年度の税効果会計の計算において、一時差異の解消が見込まれる場合には、一時差異の発生事業年度から防衛特別法人税の税率を加味した法定実効税率の計算、税率変更に伴う繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額による注記等をする必要があるためご注意ください。